自転車の取締り強化

自転車の交通事故を減らすため、六月一日から道路交通法が改正されました。信号無視や飲酒運転など十四項目を「危険行為」と定め、危険行為を三年間に二回以上検挙された自転車運転者（十四歳以上）には、安全講習が義務付けられました。

取り締まり対象となる「政令で定める危険行為」は次の十四項目です。

①信号無視
②通行禁止の違反
③遮断機が下がった踏切への立ち入り
④一時停止の違反
⑤歩行者用道路での徐行違反
⑥通行区分の違反
⑦路側帯での歩行者妨害
⑧歩道での歩行者妨害
⑨信号のない交差点で優先車両の進行を妨害
⑩交差点右折時に直進・左折車両の進行を妨害
⑪環状交差点で他の車両の進行を妨害
⑫ブレーキのない自転車を運転
⑬飲酒運転
⑭安全運転義務違反

いずれも、歩行者や周囲の交通に著しい危険をもたらす悪質な行為です。

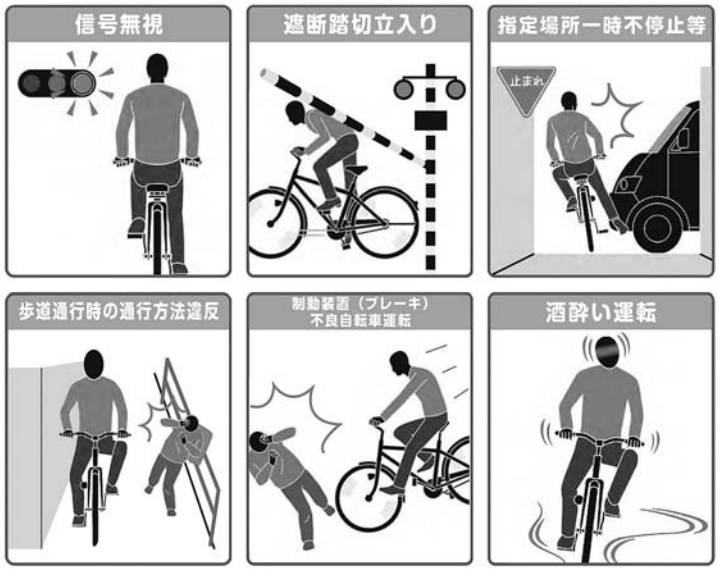

自転車運転者講習制度

一　自転車運転者（十四歳以上）が十四項目の危険行為を繰り返す（三年以内に二回以上）

二　交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

三　講習の受講（講習時間：三時間・手数料五千七百円）

四　受講命令に従わない場合、五万円以下の罰金

▼**問合せ**　防災安全課防災安全係　☎28・0355

社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本町では、この運動の一環としてパレードと映画会を実施します。

●西春日井保護区東部地区パレード

▼**と　き**　七月三日（金）午後三時二十分～▼**ところ**　アピタ名古屋空港店

▼**内　容**　西春日井地区の保護司、更生保護女性会等による啓発

●映画会「怪盗グルーのミニオン危機一発」▼**と　き**　七月二十二日（水）午後二時～▼**ところ**　社会教育センター二階ホール▼**入場料**　無料▼**問合せ**　福祉課福祉係　☎28・0912

7/1~7 全国安全週間

七月一日の国民安全の日から七日までの一週間は、全国安全週間です。今年度は「危険見つけてみんなで改善　意識高めて安全職場」をスローガンとしています。この機会に、職場での労働災害防止の重要性を認識し、安全意識を高めてください。▼**問合せ**　地域振興課地域振興係　☎28・2463

7/11~20 夏の全国交通安全運動

7月11日（土）から7月20日（月）にかけて夏の全国交通安全運動が実施されます。期間中の取組として、町では、7月13日（月）午後2時から、エアポートウォーク名古屋・アピタ名古屋空港店で西枇杷島警察署・2市1町合同による「全席シートベルト着用と飲酒運転根絶キャンペーン」を実施します。当日はチラシや啓発品を配布します。

▶**問合せ**　防災安全課防災安全係　☎28・0355

町内の交通事故・犯罪状況

平成27年１月から４月までに町内で発生した交通事故件数は、軽傷事故45件（前年比11件減）、物損事故236件（前年比40件増）の合計281件でした。ゆとりをもった運転をして悲惨な交通事故の防止に努めてください。

また、１月から４月の犯罪件数は、94件（前年比１件増）でした。西枇杷島警察署管内では、車のカーナビなどの部品狙いが多発しています。犯罪を減少させるためには、日頃からのこまめな防犯対策が重要です。

▶**問合せ**　防災安全課防災安全係　☎28・0355